

# 令和4年度事業報告書

令和4年1月1日より令和4年12月31日まで

公益財団法人山村章奨学財団

(はじめに)

この法人は、学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な工学系学部在籍する大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的として、令和3年1月18日に一般財団法人として設立、令和3年6月2日に内閣府より公益認定され、公益財団法人として充実した事業活動に取り組んでまいりました。本年度は、法人基盤の確立に力を注ぐとともに、事業活動の推進を図り、目的の達成を目指しました。

(事業)

I 工学系学部在籍する大学生に向けた奨学金の給付

この法人が制定する「山村章育英奨学金制度に関する規程」に基づき、奨学生を採用し、一定額の奨学金を給付いたしました。

奨学生の選考は、この法人に置かれる奨学生選考委員会において行いました。

選考委員は以下の5名です（理事1名・部外有識者4名）。

理事

室村 幸子 電気通信大学大学院情報理工学研究科 准教授

部外有識者

今井 宏明 慶應義塾大学理工学部 教授

亀崎 允啓 早稲田大学理工学術院総合研究所 主任研究員（研究院准教授）

佐野 勇司 東洋大学理工学部 教授

山口 栄雄 神奈川大学工学部 教授

## 奨学生選考委員会

開催日：令和 4年6月30日

出席委員：室村幸子、今井宏明、亀崎 允啓

本年度は以下の大学から計 10 名を奨学生として採用し、奨学金の給付を実施しました。

### 記

大学・学部・学科名	人数
埼玉大学 工学部情報工学科	1名
北見工業大学 工学部地球環境工学科	1名
静岡大学 工学部数理システム工学科	1名
会津大学 コンピュータ理工学部コンピュータ理工学科	1名
京都工芸繊維大学 工芸科学部応用化学課程	1名
明治大学 理工学部機械工学科	1名
九州大学 工学部物質科学工学科	1名
横浜国立大学 理工学部化学生命系学科	1名
長岡技術科学大学 環境社会基盤工学課程	1名
室蘭工業大学 理工学部システム理化学科	1名
計（10大学）	10名

※個人情報保護の観点から個人名は非開示とさせていただきます。

### （庶務・管理）

#### 1. 役員に関する事項

理事定数：3名以上6名以内（現在3名）

監事定数：1名（現在1名）

役職	氏名	勤務形態	就任(重任)年月日	現職
理事長	山村 章	非常勤	令和3年1月18日	株式会社フェローテックホールディングス名誉会長
理事	中塚 勝人	非常勤	令和3年1月18日	東北大学 名誉教授
理事	室村 幸子	非常勤	令和3年1月18日	電気通信大学大学院情報理工学研究科 准教授
監事	糸井 拓也	非常勤	令和3年1月18日	公認会計士

## 2. 評議員に関する事項

評議員定数：3名以上6名以内（現在3名）

役職	氏名	勤務形態	就任(重任)年月日	現職
評議員	名倉 英雄	非常勤	令和3年1月18日	PwCアドバイザリー合同会社 パートナー
評議員	増本 善丈	非常勤	令和3年1月18日	スプリング法律事務所 パートナー弁護士
評議員	出口 修宏	非常勤	令和3年1月18日	青梅慶友病院 副院長

## 3. 職員に関する事項

区分	氏名	勤務形態	職務
事務局員	佐藤 昭広	非常勤	公益財団法人山村章奨学財団 事務局長
事務局員	島村 雅子	非常勤	公益財団法人山村章奨学財団 事務局員

## 4. 理事会に関する事項

年月日	主な決議事項等
令和4年3月14日	〔議題〕 1. 令和3年度事業報告書及び決算書のご承認 2. 評議員会の招集の決定
令和4年7月15日	〔議題〕 1. 奨学生の決定に係る承認の件
令和4年12月9日	〔報告事項〕 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について 〔議題〕 1. 令和5年度事業計画書及び収支予算書等の承認 2. 評議員会の招集の決定

## 5. 評議員会に関する事項

年 月 日	主な決議事項等
令和4年3月30日	〔議題〕 1. 令和3年度事業報告書及び決算書の承認
令和4年11月28日	〔議題〕 1. 令和5年度事業計画書及び収支予算書等の承認

## 6. 寄附金に関する事項

年 月 日	寄 附 者	区 分	金 額 (円)
令和4年4月25日	山村 章	公1	10,000,000
令和4年4月25日	山村 章	管理	2,000,000
合 計			12,000,000

※公1 工学系学部に在籍する大学生に向けた奨学金の給付

※管理 法人の運営管理のために使用

## 7. 内閣府への申請・定期提出・届出等に関する事項

年 月 日	手 続 名 称
令和4年12月26日	事業計画書等の提出

本事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。